

安城市子育てのための施設等利用給付の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月16日

安城市長 三星元人

安城市規則第47号

安城市子育てのための施設等利用給付の認定等に関する規則の一部を
改正する規則

安城市子育てのための施設等利用給付の認定等に関する規則（令和元年安城市規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第8を次のように改める。

様式第 8（その 1）（第 10 条関係）

請求日 年 月 日

安城市長

施設等利用費請求書（法定代理受領用）

私立幼稚園（新制度移行園を除く。）が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 3 項の規定に基づき、安城市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査及び支払に当たり、次の事項に同意します。

- （1）実際の利用状況等について市長が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- （2）利用料の請求・支払状況を市長が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- （3）市長の要請、質問等に対応すること。

記

1 特定子ども・子育て支援提供者（請求者）

フリガナ		所在地	電話番号
特定子ども・子育て支援提供者氏名 （請求者）			

2 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	電話番号
幼稚園等の名称			

3 施設等利用費の請求金額

請求する年月分	年 月分	請求金額	円
---------	------	------	---

4 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5 振込口座（※）

金融機関名		預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号						
農協・信用組合	出張所	口 座 名 義 人 （カタカナ）						

※法定代理受領する私立幼稚園の口座を記入してください。

様式第 8（その 2）（第 10 条関係）

請求日 年 月 日

安城市長

施設等利用費請求書（償還払用）

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月 ～ 年 月分請求用】

私（請求者）は、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- （1）請求者と認定子どもが安城市内に居住していることを、市長が公簿等で確認すること。
- （2）実際に利用していることを市長が対象施設に確認すること。
- （3）利用料の支払状況を市長が対象施設に確認すること。
- （4）市民税の課税状況を市長が公簿等で確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名	※償還払の場合の振込先は、請求者名義の口座です。		現住所	電話番号		

2 施設等利用費の請求金額

請求金額	円
------	---

3 認定子ども（認定子どもごとに請求してください。）

法第 30 条の 4 の認定種別	☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入 ☐ 転出			
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入日又は転出日を記入			年 月 日

4 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校

フリガナ		所在地 (市外の場合のみ記入)	電話番号
施設名称			
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園 ☐ 途中退園	
上記で途中入園又は途中退園に該当した場合は、その年月日を記入			年 月 日

5 償還払の振込口座（※ 1）

- ☐ 前回振込口座に同じ（振込口座の記入不要）。
- ☐ 次の振込口座を希望（初めて請求書を提出する方は、必ず記入してください。）

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号					
農協・信用組合	出張所	口座名義人（カタカナ）					

※ 1 請求者と口座名義人が異なる振込口座を指定する場合は、委任状を提出してください。

<裏面も記入してください。>

6 利用した認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動事業）（認可外保育施設等の施設等利用費の償還払を受けることができる場合（※2）のみ記入）（※3）

①	フリガナ		所在地	電話番号
	施設・事業名			
②	フリガナ		所在地	電話番号
	施設・事業名			
③	フリガナ		所在地	電話番号
	施設・事業名			

※2 「認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合をいいます。

※3 書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、余白に記入してください。

7 在籍園の預かり保育事業と認可外保育施設等の利用時における施設等利用費の償還払請求の内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等の利用時に支払った金額（d） ※4 ※5	請求額 ※6 （「c+d」と月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額（a） ※5	利用日数	対象額（b） （490×利用日数）	aとbの低い方を記入（c）		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
合 計	円	日	円	円	円	円

※4 「認可外保育施設等の利用時に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入してください。

※5 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等の利用時に支払った金額」を証明する領収証等と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円です。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

安城市長

施設等利用費請求書（償還払用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月 ～ 年 月分請求用】

私（請求者）は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。
（1）請求者と認定子どもが安城市内に居住していることを、市長が公簿等で確認すること。
（2）実際に利用していることを市長が対象施設に確認すること。
（3）利用料の支払状況を市長が対象施設に確認すること。
（4）市民税の課税状況を市長が公簿等で確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名	※償還払の場合の振込先は、請求者名義の口座です。		現住所	電話番号		

2 施設等利用費の請求金額

請求金額	円
------	---

3 認定子ども（認定子どもごとに請求してください。）

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入 ☐ 転出			
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入日又は転出日を記入			年 月 日

4 償還払の振込口座（※1）

- ☐ 前回振込口座に同じ（振込口座の記入不要）。
☐ 次の振込口座を希望（初めて請求書を提出する方は、必ず記入してください。）

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号
農協・信用組合	出張所	口座名義人（カタカナ）

※1 請求者と口座名義人が異なる振込口座を指定する場合は、委任状を提出してください。

5 利用した認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業）（複数記入可）（※2）

フリガナ		所 在 地	電話番号
施設・事業名			
契約している利用料※3	☐ 月額 円 ☐ 日額 円 ☐ 時間額 円		

※2 書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、裏面の余白に記入してください。
※3 該当箇所の□にレ印を記入し、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期、後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレ印を記入し、算定した月額相当分を記入してください。

<裏面も記入してください。>

6 認可外保育施設等の施設等利用費の償還払請求の内訳

利用年月	認可外保育施設に 支払った月額利用 料（保育料） （a） ※4	一時預かり事業・ 病児保育・子育て 援助活動支援事業 に支払った月額合 計利用料（b） ※4	支払額合計 （a + b）（c）	月額上限額（d） ※5	請求額 （cとdの低い方を 記入）
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円

※4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する領収証等と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

また、利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期、後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定し、記入してください（10円未満の端数がある場合は、切捨て）。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は月額40,300円、第3号の場合は45,700円です。

ただし、月途中で認定期間が終了する場合又は開始する場合及び市町村間の転出入がある場合の月額上限額は次のとおりです。

- ・ 月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村に転出する場合の上限額：
40,300円（45,700円）×終了日（転出日）までの日数÷その月の日数
- ・ 月途中で認定期間が開始する場合又は別の市町村から転入した場合の上限額：
40,300円（45,700円）×本市での開始日（認定日）からの日数÷その月の日数

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の様式第 8（その 2）及び様式第 8（その 3）の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に受ける子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 1 1 に規定する特定子ども・子育て支援（以下「特定子ども・子育て支援」という。）に係る同法第 3 0 条の 2 に規定する施設等利用費（以下「施設等利用費」という。）の請求について適用し、同日前に受けた特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の請求については、なお従前の例による。